令和5年度 第2回 大和郡山市入札監視委員会議事概要書

	7 和 3 中度 第 2 回 八 和 郁 山 巾 八 化 监 悦 安 貝 云 磯 争 帆 安 音	
開催日及び場所	令和5年10月27日(金) 市役所308会議室	
出 席 者	委員 藏田芳樹、飯島敬子、松山猛 事務局 都市建設部長(東田)、入札検査課長(森) 課長補佐兼入札係長(西尾) 課長補佐兼検査係長(東浦) 入札係(森)	
審議対象期間	令和5年4月1日~令和5年6月30日	
抽出案件	総件数 7件 (備考)	
一般競争入札	4件 期間內入札等件数 一般競争入札 34件 指名競争入札 4件	
指名競争入札		
随意契約		
委員からの意見 ・質問、それに 対する回答等		
委員会による意見具申又は勧告の内容		

答

- (1) 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の執行状況について
- (2) 抽出案件の参加資格設定理由及び指名・選定理由について

事務局より報告を行いました。

●抽出案件No.3 (市立郡山西中学校ト イレ全面改修工事:一般競争入札)に 退している理由を教えて下さい。

予定価格は国や県の積算基準に基づいて算出しており、市場価格 を反映した標準価格です。

ついて、高額な予定価格案件で落札率 辞退届によると、辞退理由は、技術者の確保が困難 (2者)、他 が100%近く、また4者中3者が辞 の工事と調整がつかない(1者)というものでした。

●抽出案件No.4 (市立郡山中学校トイ 2 (市立郡山東中学校トイレ全面改修] 予定価格は国や県の積算基準に基づいて算出しています。 7. 5%と高い理由を教えて下さい。 また、応札価格が予定価格に近い本案 件は、同一製品、同一工程で多数処理 できる工事であると思われますが、応 札価格に妥当性があるのでしょうか。

建築一式の工事は工種が多く、下請業者が多く入るので、それだけ レ全面改修工事:一般競争入札)、No. 利益率が要求され、落札率が高くなる傾向にあります。

工事:一般競争入札)について、高額 応札価格は請負業者の積算金額であり、予定価格と最低制限価格の な予定価格案件で落札率が100~9┃範囲内であれば適切な価格であると考えられます。

●抽出案件No.5 (農業用水路等長寿命 更新工事(筒井地区):一般競争入札) について、対象者が67者あるにも

この案件の対象業種、鋼構造物及び機械器具設置工事は格付を行っ 化・防災減災事業 ゴム引布製起伏堰 ていないため、土木一式工事の発注基準及び格付基準を準用し、A ランク相当となる経営事項審査の総合評定値850点以上の条件 を設定しました。

かかわらず、参加者がない理由、また┃また、担当課が水門工事の元請施工実績を求めたため、市内業者に 本案件のその後の対応を教えて下さい【限ると該当する業者が限られると推測されたことから、近畿地方整 備局管内の業者まで対象を広げて入札を行いましたが、応札はあり ませんでした。

> 落札者がなかったため、過去10年以内に同規模以上の水門工事の 施工実績のある業者3者から見積もりを徴取し、最低見積業者と随 意契約を締結しました。

レベーター設置工事設計業務委託:指 できないなどです。 名競争入札) について指名22者に対 し半数の11者が辞退している理由を 教えて下さい。

●抽出案件No.37(市立郡山中学校エ |辞退届によると、辞退理由は、他業務との重複、担当技術者を配置

契約)、No.64(大和北道路工事に伴 の基本計画に予定されていた工事工程 はないでしょうか。

のか教えて下さい。

時間的な余裕がなく一般競争入札に付 することができずに事業主体から急な 変更がなされた理由と、工事過程での 進捗管理体制はどのようになっていた

●抽出案件№63 (大和北道路工事に | 大和北道路工事は、工事の規模が大きく、工期が2~3年と非常に 伴う水道仮設工事(発志院町):随意 | 長期にわたっており、当初の工程打合せにおいても撤去工事の時期 はかなり幅を持った期間が想定され、実際の工程は大幅に変更され う水道撤去工事(美濃庄町)①:随意 ています。 工事の工程等については事業主体の請負業者と個別の 契約)について、「緊急の必要」案件 間整をしており、今回の案件についても、請負業者から市水道へ移 とされていますが、本来この道路工事はの要請があったのは、橋脚工事の支障となる1か月程度前であり 、撤去のタイミングも限定され、一般競争入札に付することが厳し の一つで日程計画も決まっていたので┃い状況であったため、随意契約(緊急)となったものです。

(3)入札参加停止措置の運用状況について		
事務局より報告を行いました。		
特になし。		
(4) 案件抽出委員(当番委員)の指名について		
次回の案件抽出委員は、松山委員に決定しました。		
(5) その他		
特になし。		
(6) 次回開催日について		
次回開催け会和6年1月26日(予定)に開催することに決定しました。		